



# 官公需法に基づく取組について (石油関係)

平成29年4月  
中小企業庁

# 1 官公需法\*の概要

\*「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」

- 国等（国や独立行政法人等）による調達（物品、役務、工事など**総額約7兆円**）に際して、**中小企業の受注機会の増大に努力**するよう定めた法律（昭和41年）。
- **毎年度、中小企業向け契約目標額を定めた「国等の契約の基本方針」を閣議決定。**
- 地方自治体も、国に準じて取組を行うよう努めるものとなっており（同法第8条）、毎年度、経産省及び総務省による要請文書を発出（**自治体の官公需は約14兆円**）

国等の官公需契約目標、契約実績の推移

【単位：億円・%】

年 度	目 標			実 績		
	官公需総予算額	中小企業・小規模事業者向け目標額	比 率	官公需総実績額	中小企業・小規模事業者向け実績額	比 率
24	68,052	38,312	56.3	71,181	38,067	53.5
25	74,068	41,902	56.6	77,204	42,779	53.7
26	77,204	43,744	56.7	74,278	39,211	52.8
27	72,388	39,568	54.7	71,052	36,316	51.1
28	70,442	38,791	55.1			

注1：「国等」とは、国の機関に公庫等（独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公庫等の193法人）を加えたもの（平成28年4月1日現在）。

注2：「官公需総予算額」とは、当初予算額、又は「国等の契約の基本方針」の閣議決定までに成立した補正予算がある場合には、当初予算にこれを加えた額をいう。

注3：平成27年度の官公需総実績額及び中小企業・小規模事業者向け契約実績額、平成28年度の官公需総予算額及び中小企業・小規模事業者向け契約目標額には、熊本地震により被災し集計不能となった一部の地方機関・部署の数値が含まれていない。

## 2 基本方針の概要

- 「国等の契約の基本方針」（閣議決定）では、中小企業の受注の機会の増大を図るために、発注する機関が講ずる措置についても定めている。

主な項目	措置の例
官公需情報の提供の徹底	<ul style="list-style-type: none"><li>①発注や落札結果等に関する情報をホームページ等に掲載する。</li><li>②国及び地方自治体がホームページで提供している発注情報を、中小企業庁が運営する官公需情報ポータルサイトにより、一元的に集約し提供する。</li></ul>
中小企業が受注し易い発注とする工夫	<ul style="list-style-type: none"><li>①可能な限り分離・分割して発注を行うよう努める。</li><li>②中小企業が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮する。</li><li>③一般競争・指名競争を行う際には、極力、同一資格等級区分の者による競争を確保する。</li></ul>
中小企業の特性を踏まえた配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>①小規模事業者の特性に配慮し、一般競争契約において適切な地域要件の設定等に努める</li><li>②地方支分部局等で消費される物件等については、地域の中小企業の受注機会の増大を図る。</li><li>③中小石油販売業者に対する配慮に努める。</li></ul>
ダンピング防止対策	<ul style="list-style-type: none"><li>①発注に当たって、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成する。</li><li>②ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用する。</li></ul>
官公需適格組合の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>①官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たって、総合点の算定方法に関する特例の一層活用に努める。</li><li>②官公需適格組合制度の一層の周知徹底に努める。</li></ul>

### 3 中小石油販売業者に対する配慮①

- **石油組合等が地元自治体と災害時の燃料供給協定を締結している場合に、平時から、協定に参加する組合や中小石油販売事業者の受注機会の増大に配慮すべく、分離・分割発注や、随意契約などの方法を記載している。【平成27年度から記載】**
- **地方自治体に対して要請を行うとともに、取組状況をフォローアップ。**

#### (6) 中小石油販売業者に対する配慮（「基本方針」抜粋）

- ① 国等は、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合（以下この項において単に「石油組合」という。）が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ③ 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

# 参考：地方自治体の調達における中小企業の受注機会の確保について

発出日：平成27年8月28日（総行第149号）

宛先：各都道府県 知事及び議会議長、各指定都市 市長及び議会議長

発出者：総務省自治行政局長

（略）

地方公共団体は、従前から、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされ（官公需法第8条）、経済産業大臣から各地方公共団体あてに中小企業・小規模事業者の受注機会の増大について要請されている（平成27年8月28日付20150826中第1号）ところであり、地方公共団体における入札・契約手続及びその運用において、基本方針を十分に踏まえた対応が求められます。

つきましては、特にご留意いただきたい事項について下記のとおりお知らせしますので、各地方公共団体におかれましては、地方自治法等の関係法令に基づき、適切な対応をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

（略）

## 記

### 1. 中小石油販売業者に対する配慮に関する事項（基本方針 第2「4」（6）関係）

石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注貴課員尾増大に努めるなど、中小石油販売業者に対する配慮にかかる事項が盛り込まれたこと。

### 2. 3. （略）

### 3 中小石油販売業者に対する配慮②

#### ●取組状況の公表や、発注機関への発注事例の情報提供。

(1)石油組合との間における  
災害時の燃料供給協定の締結状況

自治体数	締結済み
都道府県(47)	46
市・区計(290)	147

(2)分離・分割発注、組合との随意契約の実績 (件、千円)

	分離・分割発注		組合との随意契約	
都道府県計	333件	1,654,746千円	291件	890,950千円
市・区計	1,085件	378,613千円	2,497件	2,209,121千円
合計	1,418件	2,033.359千円	2,788件	3,100,071千円

(注)

①対象は、都道府県、東京都特別区及び人口10万人以上の市 (計337自治体)

②単価契約等の理由により、一部自治体では件数のみの計上。

(3)具体的な取組事例

施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
地域限定型一者 随意契約	各種燃料の調達については、千葉県石油協同組合千葉支部と単価契約を締結。大口需要に対する安定供給の確保及び需要施設散在による利便性確保の観点から、市内中小燃料販売業者が組合員であり、官公需適格組合である相手方と一者随意契約を締結。また、災害時の優先調達協定も結んでいる。	千葉県千葉市
石油協同組合との随意契約	隠岐地区を除く県下全域に所在する県の各所属の燃料油について、島根県石油協同組合と随意契約を締結し、統一価格により一括調達を実施。	島根県